

行政組織改編に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和6年12月20日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第42号

行政組織改編に伴う関係規則の整理に関する規則

(広報せと発行規則の一部改正)

第1条 広報せと発行規則(昭和33年瀬戸市規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(原稿の収集) 第5条 課長(公所の長を含む。)は、その主管に属する掲載事項を取りまとめ、原稿を <u>企画部秘書広報課</u> に送付する。	(原稿の収集) 第5条 課長(公所の長を含む。)は、その主管に属する掲載事項を取りまとめ、原稿を <u>市長直轄組織シティプロモーション課</u> に送付する。
(会議) 第6条 <u>企画部秘書広報課</u> は必要と認めた場合、広報せと編集会議を招集することができる。	(会議) 第6条 <u>市長直轄組織シティプロモーション課</u> は必要と認めた場合、広報せと編集会議を招集することができる。

(瀬戸市表彰審査委員会運営規則の一部改正)

第2条 瀬戸市表彰審査委員会運営規則(平成25年瀬戸市規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>企画部秘書広報課</u> において	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>経営戦略部政策推進課</u> に

て処理する。	において処理する。
--------	-----------

(瀬戸市基本構想審議会運営規則の一部改正)

第3条 瀬戸市基本構想審議会運営規則（平成26年瀬戸市規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>企画部</u> 政策推進課において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>経営戦略部</u> 政策推進課において処理する。

(瀬戸市公印規則の一部改正)

第4条 瀬戸市公印規則（昭和32年瀬戸市規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）					
公印の種類	形式	書体	寸法	用途	管守者	公印の種類	形式	書体	寸法	用途	管守者
市長印	<省略>					市長印	<省略>				
	瀬戸市 長印	てん書	21×21	表彰、ほう賞及び辞令専用	秘書広報課長		瀬戸市 長印	てん書	21×21	表彰、ほう賞及び辞令専用	政策推進課長
新世紀工芸館専用市長印	<省略>					新世紀工芸館専用市長印	<省略>				
	瀬戸市 長印 新世紀工芸館専用	古印体	21×21	利用許可専用	商工観光課長		瀬戸市 長印 新世紀工芸館専用	古印体	21×21	利用許可専用	ものづくり商業振

齋苑 専用市長 印	瀬戸市 長印	古 印 体	2 1 × 2 1	諸証 明並 びに 火葬 証及 び齋 苑の 使用 許可 専用	環 境 課 長	齋苑 専用市長 印	瀬戸市 長印	古 印 体	2 1 × 2 1	火葬 証及 び齋 苑の 使用 許可 専用	興 課 長
	齋苑専用						齋苑専用				
パ ル ティ せ と 市 民 交 流 セ ン タ ー 専 用 市 長 印	瀬戸市 長印	古 印 体	2 1 × 2 1	使 用 可 専 用	多 様 性 協 働 課 長	パ ル ティ せ と 市 民 交 流 セ ン タ ー 専 用 市 長 印	瀬戸市 長印	古 印 体	2 1 × 2 1	使 用 可 専 用	ま ち づ く り 協 働 課 長
	パーティせと市民交流センター専用						パーティせと市民交流センター専用				
<省略>						<省略>					

(瀬戸市指定管理者選定委員会運営規則の一部改正)

第5条 瀬戸市指定管理者選定委員会運営規則（平成25年瀬戸市規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第9条 委員会の庶務は、 <u>総務部</u> 行政課において処理する。	(庶務) 第9条 委員会の庶務は、 <u>行政管理部</u> 行政課において処理する。

(瀬戸市「財政事情」の閲覧手続き及びその方法に関する規則の一部改正)

第6条 瀬戸市「財政事情」の閲覧手続き及びその方法に関する規則（昭和23年瀬戸市規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第6条 閲覧期間終了後の「財政事情」は、 <u>総務部</u> 財政課においてこれを保存しなければならない。	第6条 閲覧期間終了後の「財政事情」は、 <u>行政管理部</u> 財政課においてこれを保存しなければならない。

(瀬戸市予算及び決算規則の一部改正)

第7条 瀬戸市予算及び決算規則(昭和40年瀬戸市規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(各課等の長の協力) 第4条 各課等の長は、 <u>総務部</u> 財政課長(以下「財政課長」という。)が財政の健全な運営又は適正な予算の執行のため必要な報告又は資料の提出を求めたときは、協力しなければならない。	(各課等の長の協力) 第4条 各課等の長は、 <u>行政管理部</u> 財政課長(以下「財政課長」という。)が財政の健全な運営又は適正な予算の執行のため必要な報告又は資料の提出を求めたときは、協力しなければならない。

(瀬戸市企業立地促進条例施行規則の一部改正)

第8条 瀬戸市企業立地促進条例施行規則(平成18年瀬戸市規則第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(企業立地審査会) 第16条 <省略> 2から10まで <省略> 11 審査会の庶務は、 <u>経済文化部商工観光課</u> に	(企業立地審査会) 第16条 <省略> 2から10まで <省略> 11 審査会の庶務は、 <u>地域振興部産業政策課</u> に

<p>において処理する。</p> <p>12 &lt;省略&gt;</p>	<p>において処理する。</p> <p>12 &lt;省略&gt;</p>
---------------------------------------	---------------------------------------

(瀬戸市生活安全推進協議会規則の一部改正)

第9条 瀬戸市生活安全推進協議会規則（平成10年瀬戸市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第6条 協議会の庶務は、<u>市長直轄組織防災安全課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第6条 協議会の庶務は、<u>市民生活部生活安全課</u>において処理する。</p>

(瀬戸市違法駐車等の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第10条 瀬戸市違法駐車等の防止に関する条例施行規則（平成9年瀬戸市規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第6条 協議会の庶務は、<u>市長直轄組織防災安全課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第6条 協議会の庶務は、<u>市民生活部生活安全課</u>において処理する。</p>

(瀬戸市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部改正)

第11条 瀬戸市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成8年瀬戸市規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(消防長に準ずる職)</p>	<p>(消防長に準ずる職)</p>

<p>第2条 法第17条第3項の規則で定める消防長に準ずる職は、消防次長及び消防本部<u>消防総務課長</u>とする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第13条 委員会の庶務は、消防本部<u>消防総務課</u>において処理する。</p>	<p>第2条 法第17条第3項の規則で定める消防長に準ずる職は、消防次長及び消防本部<u>総務課長</u>とする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第13条 委員会の庶務は、消防本部<u>総務課</u>において処理する。</p>
---	---

(瀬戸市消防団規則の一部改正)

第12条 瀬戸市消防団規則（昭和42年瀬戸市規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表第6（第23条の2関係）						別表第6（第23条の2関係）					
公印の種類	形状	書体	寸法	用途	管守者	公印の種類	形状	書体	寸法	用途	管守者
消防団長印	瀬戸市消防団長印	古印体	ミリメートル 23×23	表彰、辞令及び一般公文書用	消防本部 <u>消防総務課長</u>	消防団長印	瀬戸市消防団長印	古印体	ミリメートル 23×23	表彰、辞令及び一般公文書用	消防本部 <u>総務課長</u>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。